



2019年11月7日

各 位

上場会社名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員
杉江 俊彦
(コード番号 3099 東証第1部、福証)
問 合 せ 先 チーフオフィサー室広報・IRディレクション長
神山 大
(TEL 03-6730-5003)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

現3ヵ年計画（2019～2021年度）における財務状況や株価状況を総合的に勘案し、中長期的な資本効率の向上を図ると共に、今後の経営環境に応じた資本政策の実施を可能にするため。

なお、今後につきましても現3ヵ年計画における事業活動にて得られるフリーキャッシュフローを有効活用し、中長期的に成長投資と株主還元をバランスよく実施することを検討してまいります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 14,000,000株(上限)
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.6%)
- (3) 株式の取得価額の総額 10,000,000,000円（上限）
- (4) 取 得 期 間 2019年11月8日～2020年4月30日

(参考) 2019年10月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 390,246,359株

自己株式数 5,701,895株

以 上